

「水素社会構築技術開発事業/ 地域水素利活用技術開発」 公募に係る説明会

2022年3月18日

NEDO スマートコミュニティ・エネルギーシステム部 燃料電池・水素室

1. 事業概要



(1)背景•目的

- ・ 水素が日常生活や産業活動で普遍的に利用される「水素社会」の実現ならびにカーボンニュートラル達成のためには、海外未利用エネルギーを活用した水素の「製造、貯蔵・輸送、利用」まで一気通貫した国際的なサプライチェーンの構築や、地域のエネルギー自給率の向上および新たな産業創出等に資するものとして国内の資源を活用した水素サプライチェーンの構築、我が国が有する水素製造から利用に至るまでの技術をパッケージでグローバルに展開する戦略的な国際展開モデル構築を一体的に進める必要がある。
- 再生可能エネルギーから製造した水素、海外産水素や副生水素等をコンビナート、工場等を中心としたエリアで大規模に利活用する水素の社会実装モデルについて、将来の経済性や温室効果ガス削減効果等のポテンシャルを調査・技術開発することで水素の社会実装を効率的に促進していく。



(ア) 水素製造・利活用ポテンシャル調査

2. 調査仕様

(ア) 仕様書



(ア) 水素製造・利活用ポテンシャル調査

● 水素利活用トータルシステム調査

水素社会の実現に向け、再生可能エネルギーや副生ガスなどの資源を活用した水素製造と、輸送・貯蔵・供給を含めた、電化による脱炭素化が困難な業務・産業等の様々な分野における水素利活用を複合的に組み合わせた統合的なエネルギーシステムモデルの実現可能性を国内外において調査する。

【調查項目】

- 1. 水素製造ポテンシャルの調査
- 2. 水素利活用ポテンシャルの調査
- 3. 水素利活用トータルシステムの実現可能性検討

(ア) 仕様書



- 事業期間・予算額
 - 採択決定日から2023年3月31日まで(最長)
 - 1件あたり3,000万円程度(複数件の採択を予定)
- 報告書
 - ➤ 調査期間終了日までに調査報告書の電子ファイル (PDFファイル形式) を提出のこと。
 - ▶ 提出方法:「成果報告書・中間年報の電子ファイルに提出の手引き」に従って提出のこと。 https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html
- ※調査期間中又は調査期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

3. 応募要領



次のa.からc.までの全ての条件を満たすことのできる、単独ないし複数で 受託を希望する企業等。

- a. 当該技術又は関連技術についての調査/事業実績を有し、かつ、調査/ 事業目標の達成及び調査/事業計画の遂行に必要な組織、人員を有し ていること。
- b. 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な<mark>経営基盤</mark>を有し、かつ、資 金等について十分な管理能力を有していること。
- NEDOが調査/事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行でき る体制を有していること。

3. 応募要領



d. 提案者は日本法人(登記法人)であること。ただし、以下のすべて の条件を満たした場合は、日本法人と外国法人との共同提案も取り 得るものとします。

提案者たる日本法人の海外現地法人であること

提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数を有すること。但し、現地の法制度等に照らし、提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数 の保有が困難な事情がある場合は、当該事情を考慮して、NEDOが適当と認める日本法人の海外現地法人(注)であること。

日本法人との共同提案

日本法人との共同提案であり、幹事提案者は日本法人であること。

国内代理人の選仟

海外現地法人とNEDOの間の各種書類の授受、NEDOの検査及び評価等への対応のため、海外現地法人が共同提案者である日本法人を事 業に係る国内代理人として選任すること。また、海外現地法人は、国内代理人となる日本法人の役員又は従業員で、日本に住所を有する者に、 当該海外現地法人の事業の遂行に必要な権限と責任を与えること。

その他

契約約款並びに契約決定の内容、条件、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠し、契約約款に定めのある期間の始期 及び終期は日本標準時間によるものとする。また、契約約款に定める通貨は日本円とする。なお、相互の意見の疎通を図るため、契約約款で定め る文書、書類、報告書等については、外国法人も日本語を使用するか、或いは国内代理人の責任で日本語訳を添付すること。NEDOと外国法 人との間の協議、連絡、打ち合わせ等において日本語を使用することが求められる場合は、通訳の確保等の必要な措置を、当該外国法人又は国 内代理人の負担で講ずること。

4. 採択審查基準

(ア) 公募要領 6. (NEDO)



- 提案内容がNEDOの目的・目標及び政府の目指す社会実装モデルの方向性と合致してお り、実証・実装を見据えた検討がなされていること。
- 提案内容の方法、内容等がNEDO事業をはじめとする先行事業との差別化が図られている ii. こと。
- 提案内容において、具体的な水素の調達・供給方法および水素利用先が想定され、サプラ iii. イチェーン構築の視点で適切な体制が整っていること。
- 提案内容の経済性が優れていること。 Ì٧.
- 関連分野の実績や知見を有すること。 ٧.
- 他地域や業界内等への横展開や成果の実用化により、温室効果ガス排出削減や水素需 vi. 要創出等の波及効果が期待されること。
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定 vii.

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況(平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全 体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、総 合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公 共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定 企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく 認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。)

5. 契約・助成審査委員会の選考基準



(ア) 公募要領 6

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
- 1. 開発等の

 目標が

 N E D O の

 意図と

 合致していること。
- 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
- 3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 - 2. 当該開発等の行う<mark>体制が</mark>整っていること。
 - 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 - 4. <mark>経営基盤</mark>が確立していること。
 - 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 - 6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる<mark>体制</mark>を 有していること。

5. 契約・助成審査委員会の選考基準



(ア) 公募要領 6

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

- 1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- 2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- 3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- 4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

6. 提案書類



(ア) 水素製造・利活用ポテンシャル調査

- 1. 提案書
- 2. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- 3. 情報管理体制等の確認票
 - 情報セキュリティ管理規程、情報管理体制等取扱規程などのエビデンスも同時に提出ください。
- 4. 会社経歴書(会社案内)
 - 会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書
 - 過去1年以内にNEDO燃料電池・水素室(旧次世代電池・水素部)と契約がある場合は不要です。
- 5. 直近の事業報告書
- 6. 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)
 - 直近3年分を円単位の資料を提出ください。
- 7. NEDOが提示した契約書(案)に対する疑義の内容を示す文書
- ※自治体・大学等も同様に提出してください。



(イ) 地域モデル構築技術開発

1. 事業内容



(イ) 地域モデル構築技術開発

● 事業内容

電化による脱炭素が困難な業務・産業等の様々な分野における水素利活用の自立化を目指し、 水素ユーザー等がコンビナート、工場等を中心としたエリアでの水素の複合的な利活用のみならず、 水素の製造・輸送・貯蔵を含めた統合的なエネルギーシステムの技術開発を行います。

● 事業期間

2022年度から2025年度(最大4年間) ただし、本提案の当初交付期間は2022年度末までとします。2023年度以降も含めた研究開 発計画の場合は、2023年度以降を参考として提案ください。

● 事業規模

2022年度の事業規模:合計44億円程度 予算の範囲内で採択します。ただし、予算規模は提案内容次第であり、事業期間の正当性含め 当該予算の必要性は厳格に審査します。なお、助成金は審査の結果及び国の予算の変更等に より提案額から減額して交付することがあります。

補助率、及び助成金の額 原則、2/3以内

2.助成対象事業者



助成事業者は、次の要件(課題設定型産業技術開発費助成金交付規程 第5条)を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、本邦の企業、大学等 の研究機関であることが必要です。

- 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十 分な経理的基礎を有すること。
- 助成事業に係る経理その他の事務について的確な管理体制及び処理能力を有 iii. すること。
- 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために İV. 十分に有効な研究開発を行うものであること。
- 当該助成事業者が助成事業に係る企業化に対する具体的計画を有し、その実 施に必要な能力を有すること。
- 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施すること Vİ. を目指している場合は、連携する国外の企業等(助成対象事業者には含まな い)と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること(又は連携の具体的予定を 示すこと)ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有 すること。

2.助成対象事業者

(イ) 公募要領 3.



ただし、以下のすべての条件を満たした場合は、日本法人と外国法人との共同提案も 取り得るものとします。

i. 提案者たる日本法人の海外現地法人であること

提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数を有すること。但し、現地の法制度等に照らし、提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数の保有が困難な事情がある場合は、当該事情を考慮して、NEDOが適当と認める日本法人の海外現地法人(注)であること。

ii. 日本法人との共同提案

日本法人との共同提案であり、幹事提案者は日本法人であること。

iii. 国内代理人の選任

海外現地法人とNEDOの間の各種書類の授受、NEDOの検査及び評価等への対応のため、海外現地法人が共同提案者である日本法人を事業に係る国内代理人として選任すること。また、海外現地法人は、国内代理人となる日本法人の役員又は従業員で、日本に住所を有する者に、当該海外現地法人の事業の遂行に必要な権限と責任を与えること。

iv. その他

交付規程並びに交付決定の内容、条件、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠し、交付規程に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間によるものとする。また、交付規程に定める通貨は日本円とする。なお、相互の意見の疎通を図るため、交付規程で定める文書、書類、報告書等については、外国法人も日本語を使用するか、或いは国内代理人の責任で日本語訳を添付すること。NEDOと外国法人との間の協議、連絡、打ち合わせ等において日本語を使用することが求められる場合は、通訳の確保等の必要な措置を、当該外国法人又は国内代理人の負担で講ずること。



- 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内に設置する契約・助 成審査委員会の二段階で審査します。
- 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の目 的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
- 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、 NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。
- 必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。
- 助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関す る問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

4. 審查基準

(イ) 公募要領 6.



a. 政策目的との合致

政府の目指す社会実装モデルの方向性との整合性、提案の先進性、他地域・業界内等への展開可能性

b. 採択審査の基準

i. 事業者評価

技術的能力、助成事業を遂行する経験・ノウハウ、財務能力(経理的基礎)、経理等事務管理/処理能力

ii. 事業化評価(実用化評価)

新規性(新規な開発又は事業への取組)、水素需要創出効果、温室効果ガス削減効果、市場創出効果、利活用のみならず製造・輸送・貯蔵手法の見通し

iii. 企業化能力評価

実現性(企業化計画の妥当性)、生産資源の確保、販路の確保

iv. 技術評価

技術課題及び解決手段の明確化、適切なマイルストーン設定による助成事業の目標達成の可能性、基となる研究開発の有無、保有特許等による優位性、技術の業界内での展開性

v. 社会的目標への対応の妥当性

地方自治体や産業界等で構成される協議会等が示すカーボンニュートラルに向けた将来像との合致



c. 助成金の交付先に関する選考基準

助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。

- i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。
- 1.助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
- 2.助成事業の方法、内容等が優れていること。
- 3.助成事業の経済性が優れていること。
- 4.助成事業の実用化に向けたマイルストーンが明確に提示されていること。
- ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。
- 1.関連分野における事業の実績を有していること。
- 2.助成事業を行う人員、体制が整っていること。(国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOが指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている(又は既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)当該開発等に必要な設備を有していること。
- 3.助成事業の実施に必要な設備を有していること。
- 4.経営基盤が確立していること。
- 5.助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

5. 提案書類



(イ) 地域モデル構築技術開発

- 1. 提案書
- 2. 助成事業実施計画書
- 3. 企業化計画書
- 4. 事業成果の広報活動について
- 5. 非公開とする提案内容
- 6. 業務管理者(主任研究者)の研究経歴書
- 7. e-Rad応募内容提案書
- 8. 会社経歴書(会社案内)
 - 会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書。
 - 過去1年以内にNEDO燃料電池・水素室(旧次世代電池・水素部)と契約がある場合は不要です。
- 9. 直近の事業報告書
- 10.財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)
 - 直近3年分を円単位の資料を提出ください。
- ※自治体・大学等も同様に提出してください。



その他(共通事項)

1.スケジュール



2022年

2月28日 : 公募開始

4月 4日 正午 : 公募締め切り

4月25日(予定): 提案者へ採択審査委員からの質問送付

5月 9日(予定): 質問回答票・プレゼン資料締め切り

5月19日 ~ 20日: 採択審査委員会(外部有識者による審査)

6月上旬(予定): 契約·助成審查委員会

6月上旬(予定): 交付·委託予定先決定

6月下旬(予定): 公表

2022年

8月ごろ(予定): 交付決定・契約

※再委託先等との契約は原則としてNEDOと委託先との契約締結日以降に締結のこと。

2. 委託先の公表及び通知



- a. 採択結果の公表等
- 採択した案件(実施者名、事業概要)はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。
- b. 採択審査員の氏名の公表について 採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。
- c. 附帯条件 採択に当たって条件を付す場合があります。

3. 公募関連資料



下記URLより公募関連資料がダウンロードできます。

ご参照ください。

https://www.nedo.go.jp/koubo/SE2_100001_00017.html

- > 公募要領
- > 仕様書(調査のみ)
- > 提案書類様式
- 契約に係る情報の公表について (調査のみ)
- ▶ 追跡調査・評価の概要(助成のみ)
- e-radへの登録方法について(助成のみ)
- ※交付規程、約款、マニュアル等については以下をご参照ください。

交付規程: https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html

委託約款: https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html

委託、補助・助成事業の手続き: https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/itaku-gyomu_index.html

4. 提出期限及び提出先



●本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他の提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX又は電子メール等による提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】2022年4月4日(月) 正午までに アップロード完了

提出先: Web 入力フォーム

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/oyq3n9jyi5qd

○提案書アップロードと合わせて以下23項目を入力

- 1)提案名
- 2)提案項目
- 3) 代表法人番号(13 桁)
- 4) 代表法人名称
- 5) 代表法人連絡担当者氏名
- 6) 代表法人連絡担当者職名
- 7) 代表法人連絡担当者所属部署
- 8) 代表法人連絡担当者所属住所
- 9) 代表法人連絡担当者電話番号
- 10) 代表法人連絡担当者 E メールアドレス
- 11) 研究開発の概要(1000 文字以内)
- 12) 技術的ポイント(300 文字以内)

- 13) 代表法人業務管理者
- 14) 共同提案法人業務管理者名(複数の場合は、列記)
- 15)提案法人従業員数(複数の場合は、列記)
- 16)提案法人資本金(複数の場合は、列記)
- 17)提案法人会計監査人設置有無(複数の場合は、列記)
- 18) 利害関係者
- 19) 研究体制(提案する全ての法人名を入力)
- 20) 研究期間
- 21) 提案額
- 22) 初回の申請受付番号 (再提出の場合のみ)
- 23) 提出書類 (アップロード)

5. 問い合わせ先



公募説明会以降のお問い合わせは、下記までメールにてお願いします。 (※原則4月4日までにお問い合わせください)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 スマートコミュニティ・エネルギーシステム部 長尾、加納、鈴木、林田 E-Mail: <u>hydrogen@ml.nedo.go.jp</u>

※ 審査の経過等に関する問合せには応じられません。

6. 参考

2021年度に採択されたテーマの事業概要は以下をご参照ください。

·第1回: https://www.nedo.go.jp/content/100935300.pdf

·第2回: https://www.nedo.go.jp/content/100940635.pdf

※ 2021年度と比較して、今回の公募要領に変更部分があることについてご留意ください。



ご応募をお待ちしております。



e-Radへの登録方法について

e-Rad (府省共通研究開発管理システム) とは

研究開発経費の適切な配分のためのオンライン研究開発管理システム https://www.e-rad.go.jp/

府省共通研究開発システム(e-Rad)は、各府省等が所管する競争的資金制度 を中心とした公募型の研究資金制度について、研究開発管理に係る手続きをオンライン化し、

応募受付から実績報告等の一連の業務を支援するとともに、研究者への研究開発経費の

不合理な重複や過度の集中を回避することを目的とした、府省横断的なシステム。

e-Radは、公募型の研究資金制度を所管する関係9府省により運営しており、

各府省の協力の下、文部科学省がシステムの開発及び運用を行っている。

NEDOでは、e-Rad上での研究開発課題の登録に加え、 別途提案書等の応募書類の提出をお願いしております。



公募への応募におけるe-Rad手続きの流れ

公募要領を確認

★基本的な操作方法はe-Radホームページの操作マニュアル・応募編をご参照ください

0

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

提案者の e-Radアカウントの取得

注意点①:e-Rad 上での研究者アカウントの新規登録



e-Rad上で公募へ応募

注意点②:提案額(委託)、又は交付申請額(助成)の入力

注意点③:研究代表者、研究分担者の登録



e-Radで登録した応募内容提 案書を添付し、NEDOに提出 ※ e-Rad 応募情報入力時の画面下部 「応募内容提案書のプレビュー」からPDFファイルをダウンロードしてください



※ 公募締切後の課題の変更・修正ついては、担当者にご相談ください。 内容を確認後、e-Rad配分機関(NEDO)より、修正依頼を送信いたします。

注意点① e-Rad 上での研究者アカウントの新規登録について

■参照箇所

e-Rad ホームページ: https://www.e-rad.go.jp/index.html

ホームの上方メニューから

「登録・手続き」 > 「研究機関向け」、もしくは「研究者向け」 > 「新規登録の方法」

登録済の研究機関に所属している場合

所属研究機関において研究者登録が可能ですので、所属機関のe-Rad事務担当にアカウント発行を依頼してください。

研究機関が未登録の場合

研究機関の登録から始める必要があります。

研究機関の新規登録申請を行うよう、所属機関の事務担当に依頼してください。

研究機関に所属していない場合

e-radに用意してある様式から、ご自身で郵送による研究者の登録申請を行ってください。

※最大で2週間程度かかる場合があります。余裕をもって申請してください。

注意点② 提案額(委託)、又は交付申請額(助成)の入力について

- 「研究経費」には応募時点での提案額、又は交付申請額を入力してください。
- ・提案書を基に直接経緯・間接経費・再委託費・共同実施費の項目に入力してください。
- もし配分が困難な場合には、全額を直接経費の欄に入力ください。
- (※) 直接経費の細分項目が設定されている場合には一番の上の項目に入力してください。



注意点③ 研究代表者、研究分担者の登録について

- ・NEDOでは、研究代表者の欄に提案書の代表者、研究分担者の欄にその他の提案者や、再委託、共同実施先となる研究者を 登録をお願いします(他機関では異なることがあります)。
- ・原則、1つの研究機関に対して研究者1名登録してください(なお2名以上登録する必要がある場合、この限りではありません)

研究組織

1.申請額(初年度)の入力状況

- (※)基本的な方針として研究者の登録を推奨しておりますが、状況に応じて事務担当者のアカウントでの登録も可能ですので、ご相談ください。
- (※)「技術研究組合」は、技術研究組合名義の代表者1名を登録してください

経費の入力

「研究経費」の欄で入力した金額と、各研究者の研究経 費欄の合計金額が一致する必要があるため、前項の金 額を参照の上、入力してください

エフォートの入力

e-radにおける他の応募・もしくは既に実施している課題 との兼ね合いで、ご自身で管理されているエフォート合計 値が100を超えない値を入力してください。

(※) 100を超えた場合、他の応募登録の際にエラーメッセージが表示 される可能性があります。



研究代表者の欄

研究分担者の欄

金額を配分して記載することが困難な場合には、 代表者に全額入力も可

(※) なお、採択後にNEDO側で確定金額を入力します。

【参考】問い合わせ先

1. e-radの操作に関する質問は下記を参照のこと

- ・ 研究者用操作マニュアル:<u>https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html</u>
- ・ 所属研究機関の e-Rad 担当窓口
- ・ e-Radヘルプデスク



- ヘルプデスクへの連絡に際し、
- ・e-radにログインし、操作マニュアルを開いた状態での連絡だと対応がスムーズとなります。
- ・公募の締切日直前等は電話回線が混雑する場合があります。

詳しくはコチラ https://www.e-rad.go.jp/contact.html

2. 上記で解決しない場合にはNEDO公募担当者へ

連絡の際には、公募名、研究者氏名、研究者番号、エラーメッセージのスクリーンショット等をご準備の上ご連絡ください。

【参考】 公募要領における記載 (抜粋) と注意点との対応部分

- 4. 提出期限及び提出先
- (2)提出先
- e-Rad の登録期限が間に合わない場合、必ず事前にNEDO担当部に相談してください
- ⇒ e-Rad上で登録されていない研究機関の研究者の新規アカウント発行には時間がかかります (本資料3ページ目参照)
- 5. 応募方法
- (2)提案書に添付する資料
 - ·e-Rad応募内容提案書(詳細は(4)を参照ください)
- ⇒ 応募課題の入力内容の確認時に表示される「応募内容提案書のプレビュー」から、PDFファイルをダウンロードし、NEDOの応募書類に添付(操作マニュアル・応募編16ページ目参照)
- (4) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録 応募に際し、併せてe-Rad へ応募内容提案書を申請することが必要です。連名の場合には、代表し て一法人から登録を行ってください。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください
- ⇒ 下記2点についてご留意いただくようお願いいたします。
- ・ 提案額(委託)、又は交付申請額(助成)の入力について(本資料4ページ目参照)
- ・ 研究代表者、研究分担者の登録について(本資料5ページ目参照)